

仙台市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(令和5年3月22日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会として、仙台市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援に関する情報交換及び連絡調整に関すること
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援に関する関係機関の連携及び協力に関すること
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）により構成する。

- 2 協議会に会長を置き、仙台市子ども若者局子育て支援推進部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(子ども・若者支援調整機関)

第4条 市長は、法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として、仙台市子ども若者局子育て支援推進部子ども若者相談支援センターを指定する。

- 2 調整機関は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 会議の運営に関すること
 - (2) 関係機関の連絡調整に関すること
 - (3) その他協議会の事務に関すること

(会議)

第5条 協議会に、代表者会議及び個別ケース検討会議を置く。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、関係機関の代表者による会議とし、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協議会の基本的な運営方針に関すること

- (2) 関係機関の連携体制の構築に関すること
 - (3) 連携のために必要な情報交換に関すること
 - (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 関係機関は、代表者が会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 3 協議会は、必要があると認めた場合は、関係機関以外の者に代表者会議への出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、関係機関のうち、ケースごとに直接関わりを有するもの及び今後関わりを有する可能性のあるものの担当者等による会議とし、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 状況の把握及び問題点の確認に関すること
 - (2) 支援方針の策定に関すること
 - (3) 役割分担の決定に関すること
 - (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 協議会は、必要があると認めた場合は、関係機関以外の者に個別ケース検討会議への出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第8条 協議会の構成員は、法第24条の規定により、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則 (令和5年7月19日改正)

この改正は、令和5年7月19日から実施する。

附 則 (令和6年3月26日改正)

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

附 則 (令和7年3月25日改正)

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

附 則 (令和8年3月27日改正)

この改正は、令和8年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

区分	関係機関
教育	仙台市 教育局 学校教育支援部 多様な学び支援課
	仙台市 教育局 学校教育支援部 特別支援教育課
福祉・保健・医療	仙台市 健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課
	仙台市 健康福祉局 障害福祉部 精神保健福祉総合センター
	仙台市 健康福祉局 障害福祉部 北部発達相談支援センター
	仙台市 健康福祉局 障害福祉部 南部発達相談支援センター
	仙台市 こども若者局 子育て支援推進部 子育て安心課
	仙台市 こども若者局 子育て支援推進部 こども支援給付課
	仙台市 こども若者局 児童相談所
	仙台市ひきこもり地域支援センター
	仙台市自閉症児者相談センター
	仙台市男女共同参画推進センター
	仙台市児童養護施設協議会
	仙台市民生委員児童委員協議会
	仙台弁護士会 子どもの権利委員会
	仙台北法務局人権擁護部
矯正・更生保護	仙台保護観察所
	仙台少年鑑別所（法務少年支援センター仙台）
	宮城県警察本部 生活安全部 少年課
	仙台市保護司会連絡協議会
雇用	仙台市 経済局 産業政策部 商業・人材支援課
	ハローワーク仙台
	せんだい若者サポートステーション
支援団体	一般社団法人 パーソナルサポートセンター
	一般社団法人 マザー・ウイング
	NPO法人 ほっぷすてっぷ
	特定非営利活動法人 アスイク
	特定非営利活動法人 S w i t c h
	特定非営利活動法人 チャイルドラインみやぎ
	認定NPO法人 S T O R I A
特定非営利活動法人 キミノトナリ	
総合相談	仙台市 こども若者局 子育て支援推進部 こども若者相談支援センター